

一般社団法人 歯科基礎医学会 利益相反（COI）に関する運用指針

平成 27 年 10 月 1 日制定

（利益相反状態の自己申告）

第 1 条 自らの利益相反状態の自己申告による開示に関しては、基本指針に掲げる「対象者」、「対象となる活動」、「申告すべき事項に該当する場合」に準じる。

（役員や委員等の利益相反自己申告書の提出）

第 2 条 前条に掲げる対象者のうち、理事会が特にマネジメントが必要とされる「対象者」として定めた役員や委員会の委員長および委員（以下「委員等」という）は、利益相反状態の有無について「自己申告による利益相反申告書」（別紙様式 1）により、理事長に申告しなければならない。

2 前項に定める利益相反自己申告書には、役員や委員等に就任する際に、過去 1 年間の利益相反状態を記載して本学会事務局に提出する。

3 役員や委員等に就任した後、利益相反状態に変更が生じたときは、利益相反自己申告書を提出するものとする。

（学会誌等への投稿時の届出事項）

第 3 条 学会誌「Journal of Oral Biosciences」への投稿の際の規定は別途定める。

（学会等発表時の開示方法）

第 4 条 学術大会での演題発表の際は、抄録提出前 1 年間の発表内容に関し、すべての著者の利益相反状態について、演題登録画面で申告すべき利益相反が「ない」もしくは「ある」のいずれかにチェックを入れる。「ある」の場合には、演題発表の前に、演題の著者全員について「利益相反申告書（別紙様式 2）」の提出、あるいは同等の方法により、学術大会事務局に申告しなければならない。申告の方法は大会事務局に委ねる。発表時には、発表内容に関係する企業・組織や団体との過去 1 年間に利益相反状態がある場合は、発表スライドの最初に、またポスターの末尾に別紙様式 2 で提出した内容を開示する。発表スライドは保存しない。

（自己申告書の取り扱い）

第 5 条 第 2 条の規定により提出された利益相反自己申告書は、倫理委員会で必要に応じて審議する。

2 倫理委員会は、審議の結果について理事長に報告する。なお重大な利益相反状態にある自己申告については、その対応について倫理委員会に意見を付して報告する。

（違反者に対する措置）

第 6 条 利益相反状態における自己申告の内容が当指針に違反する場合には、倫理委員会は十分な調査とヒアリングを行い、適切な処分案を作成し理事長および理事会に報告する。

（不服申立て）

第 7 条 不服申立ての審査請求を受けた場合には、理事長は不服申立て審査委員会（理事長の指名する本学会会員若干名により構成される。委員長は委員の互選で、倫理委員会委員はその委員を兼務できない）を設置する。委員会は審査請求を受けてから 30 日以内に委員会を開催し、審査し、その答申書を 1 ヶ月以内に理事長に提出する。

（利益相反自己申告が必要な基準）

第 8 条 歯科医学研究等に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下「企業または団体」という）の役員、顧問職、社員はなどへの就任については、1 つの企業または団体からの報酬額が年間 100 万円以上とする。

2 企業または団体の株式保有またはストックオプションについては、1 つの企業または団体についての 1 年間の株による利益〔配当、売却益の総和〕が 100 万円以上、あるいは当該企業の全株

式の5%以上の株の所有。

3 企業または団体から特許使用料／ライセンス料については、1つの特許使用料／ライセンス料が年間100万円以上とする。

4 企業または団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた謝礼金（たとえば講演料）については、1つの企業または団体からの年間の謝礼金が50万円以上とする。

5 企業または団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が50万円以上とする。

6 企業または団体が提供する研究費については、同じ企業・団体からの研究費を分担する講座〔部門、分野、研究室〕に支払われた総額が年間200万円以上とする。

7 企業または団体が提供する助成金や寄附金については、同じ企業・団体からの研究費を分担する講座〔部門、分野、研究室〕に支払われた総額が年間200万円以上とする。

8 企業または団体による寄付講座に申告者らが所属している場合とする。

9 その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上とする。ただし、6、7については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部門（講座、分野）あるいは研究室などへの研究成果の発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業や団体などから研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

（倫理委員会と各種委員会等との連携）

第9条 この指針による運用に当たって、倫理委員会は *Journal of Oral Biosciences* 編集委員会等各種委員会、学会大会事務局と緊密に連携する。

（指針の変更）

第10条 この運用指針は、定期的に見直しを行い、必要に応じて改正するものとする。本指針の改正は、理事会で承認する。

附則

1 本指針は平成27年10月1日より施行する。

2 本指針は平成27年10月1日から2年間を試行期間とし、その後に完全実施する。なお指針違反者に対する措置も2年間は会員への周知期間とし、社員総会で議決後、当該会員に注意・勧告を行う。

3 現に在職している理事および委員等が、第2条の規定に基づき提出しなければならない利益相反自己申告書は、本指針施行後速やかに提出する。